

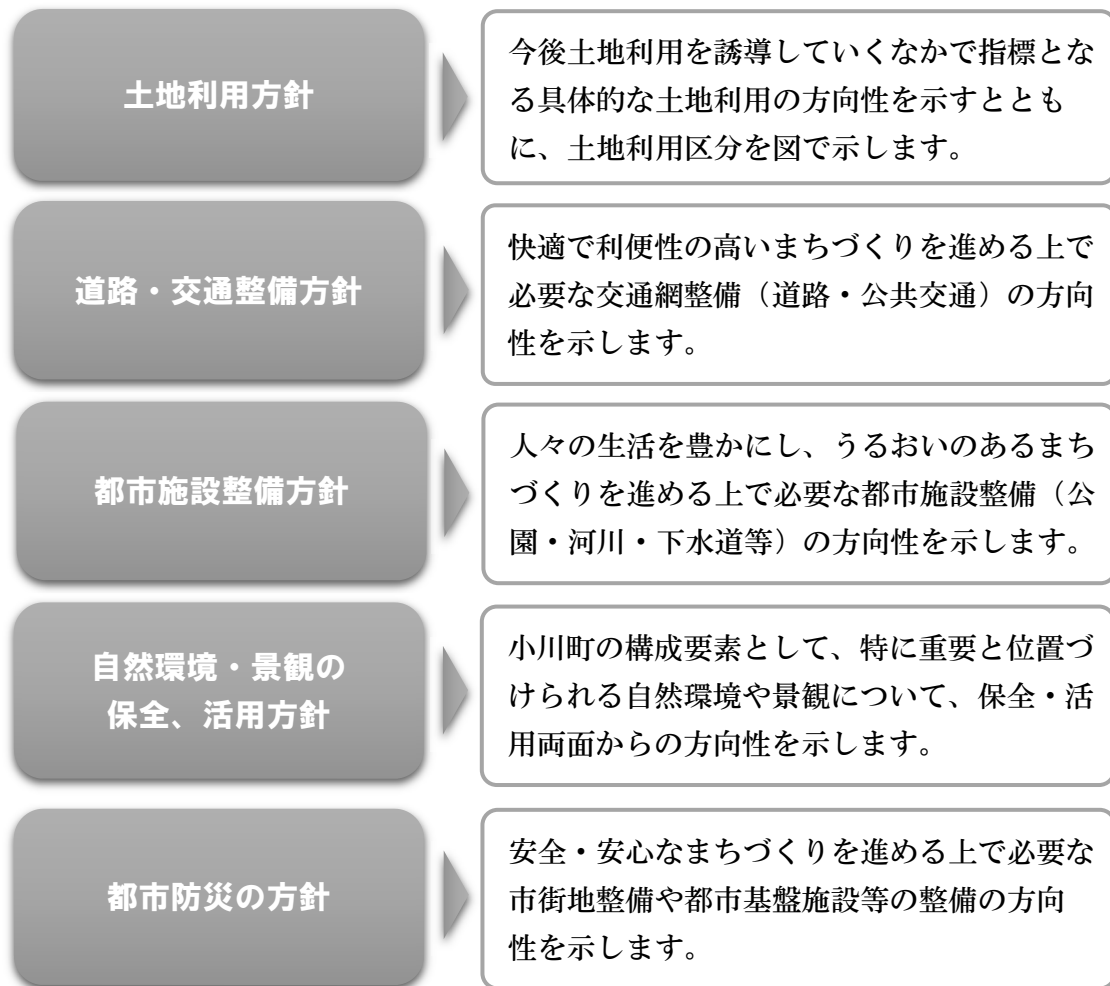
3 章 分野別方針（全体構想）

1

分野別方針の考え方

分野別方針では、現状の土地利用やあるべき姿とのバランスを考えながら、小川町全体の土地利用の方向性を示し、また都市の機能向上を目的とした道路・公園・下水道等の都市基盤の整備方針、そして町全体から見た景観や自然環境の保全活用方針、安全・安心なまちづくりに資する都市防災の方針を示します。

(分野別方針の内容)



(1) 区域区分ごとの方針**①市街化区域**

- 市街化区域では、今後も暮らしの質を高めるための道路や公園等の都市基盤の整備と維持管理を実施し、安全で快適に過ごせる都市を形成します。また、これまでに面的な都市基盤整備が実施され、良好な市街地環境が形成されている東小川団地やみどりが丘団地をはじめとする郊外市街地は、既存の都市基盤ストックを活かし、継続的に居住を促進します。新たな市街地開発事業等については、社会経済情勢や本町の財政状況を勘案しつつ、必要性や実現性などについて検討します。
- 一方で、用途地域や地区計画等の規制誘導手法を効果的に活用し、防災上の問題を有する地域や住工混在地域の環境改善等を図るとともに、都市機能や居住の誘導等により、コンパクトシティ・プラス・ネットワーク型の都市構造の形成を図ります。
- 農地と低層住宅が調和した良好な住居の環境を保護すべき地域については、田園住居地域に設定するなど、地域の特性に応じた用途の設定を検討します。

②市街化調整区域

- 市街化調整区域については、今後も市街化の抑制を基本としますが、総合振興計画等に基づき、本町の活力を高めるための工業・流通系土地利用や沿道系土地利用を図る区域においては、農政関係部局などと調整し、新たな施設の立地誘導を検討します。
- 住居系市街地の形成は、原則的に抑制していきます。

(2) 土地利用方針**①街なか複合市街地**

- 商業・医療・行政施設等の多様な機能が集積する小川町駅周辺は、集積する都市機能を活かした街なか居住の促進や、南口の再整備、北側未利用地の有効利用をはじめとする活性化に向けた取組を総合的に推進し、暮らしの中心となる利便性を有する都市空間の形成を目指します。
- 観光案内所の充実や安全で快適に移動できる環境整備など、観光客の利用や町のPRも念頭に置き、活性化に向けた取組を推進します。

②沿道複合市街地

- 市街化区域内の公共交通軸（バス）沿線においては、日常生活の利便性向上に資する医療・商業・福祉等の施設や事務所などの立地誘導とともに居住を促進し、魅力ある沿道空間形成を目指します。

③低中密度住宅地

- 都市基盤が整備され、良好な住環境を有しているみどりが丘、東小川地区をはじめとする住宅地では、道路、公園などの施設について、適切な維持管理による長寿命化を図り、引き続き安全で緑豊かな住環境形成に努めます。また、住宅団地として整備された都市基盤を有効に活用するといった観点から、未利用地における土地利用や空き家の解消を図ります。

④一般住宅地

- 複合市街地や低中密度住宅地以外の既存の住宅地では、道路や公園等の必要な都市基盤整備を推進し、安全性の高い市街地形成を目指します。また、地域において形成されたコミュニティや整備された都市基盤を有効に活用するといった観点から、未利用地における土地利用や空き家の解消を図ります。
- 農地と低層住宅が調和した良好な住居の環境を保護すべき地域については、田園住居地域に設定するなど、地域の特性に応じた用途の設定を検討します。

⑤工業・流通系用地

- まちの活力を高め、雇用創出につながる企業を誘致するために、計画的な土地利用を推進します。また、既存の工業地域については、引き続き良好な操業環境の維持を図ります。

⑥住工共存地

- 準工業地域を中心としたエリアでは、工場の操業環境と住環境の双方に配慮した住工共存型の土地利用を形成します。なお、工業系土地利用から住居系土地利用への転換が進んでいる地域においては、周辺の土地利用状況を考慮しつつ、必要に応じて住居系用途地域への変更を検討します。

⑦工業・流通系土地利用検討地

- 既に工業・流通系として土地利用が進んでいる地区に隣接するエリアや、企業から具体的な計画が提起されているエリアにおいては、まちの活力を高め、雇用創出にもつながる新たな工業・流通系用地の整備及び施設立地誘導を検討します。

⑧沿道系土地利用検討地

■町の骨格を形成する主要な幹線道路（国道 254 号バイパス、環状 1 号線、県道本田小川線等）の沿道は、自動車利用に対応した日常生活の利便性向上に資する施設などの立地誘導を促進し、魅力ある沿道空間の形成を図ります。

⑨レクリエーション用地

■ゴルフ場や総合運動場として利用されている区域は、町民の身近なレクリエーションの場となる交流空間としての利用促進を図るとともに、周辺の自然環境との調和に努めます。

⑩文教系用地

■大学等の教育施設や研究機関等の立地誘導に努めるとともに、フィールドワーク等も行える良好な文教地域の形成を目指します。

⑪農地・集落地

■一団の集落が存在する区域では、必要な生活基盤の整備により良好な集落環境の形成を図るとともに、優良農地や積極的な営農が行われている農地の保全に努めます。また、これらの集落環境の維持や有効活用といった観点から、空き家の解消を図ります。

⑫保全森林

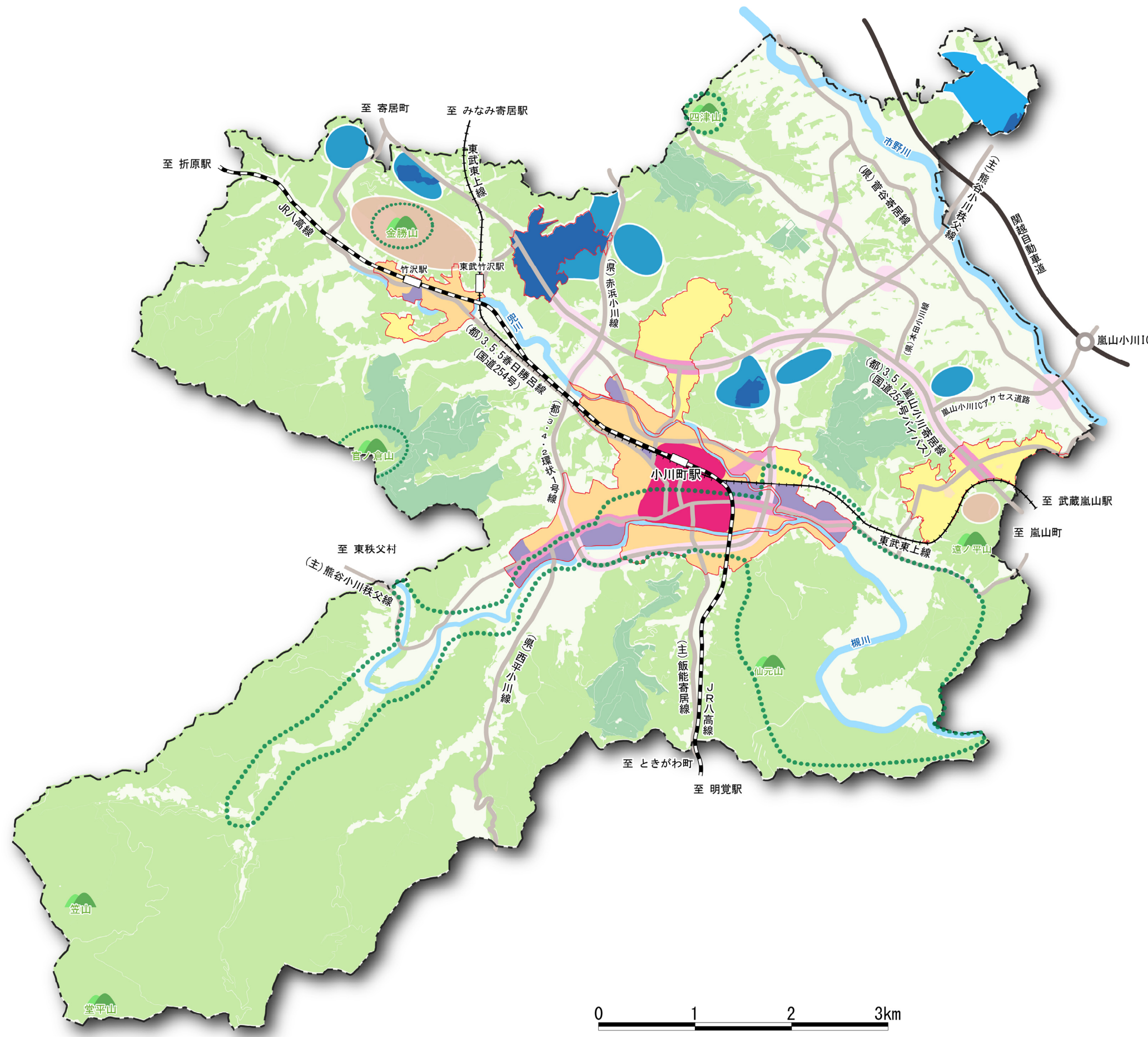
■森林は、森林組合などの関係団体と連携し保全・管理を行うとともに、森林の重要な機能でもある保水力を高めます。また、森林を活用する場合は、生態系に十分配慮します。

⑬観光・交流ゾーン

■観光拠点である道の駅おがわまちや、和紙や酒蔵等の町の伝統的産業資源、神社仏閣や石碑等の文化資源、槻川や仙元山等の自然資源が集積する区域は、多くの町民や観光客が訪れ、にぎわいのある観光・交流ゾーンの形成を図ります。

■各資源の魅力向上と資源間のネットワーク化等により、町民や観光客が回遊しながら清流・伝統産業・自然資源等を感じられる、憩いと交流の空間形成に努めます。

土地利用方針図



凡 例	
	街なか複合市街地
	沿道複合市街地
	低中密度住宅地
	一般住宅地
	工業・流通系用地
	住工共存地
	工業・流通系土地利用検討地
	沿道系土地利用検討地
	レクリエーション用地
	文教系用地
	農地・集落地
	保全森林
	観光・交流ゾーン
	市街化区域
	幹線道路
	河川



(1) 道路の整備方針**①都市間連絡道路網の整備**

- 都市の骨格軸形成と市街地内の通過交通減少に向けて、(都)環状1号線の早期全線整備を推進します。
- 本町と周辺町村とを結ぶ機能を担う以下の都市間連絡道路は、快適な移動空間の確立と歩行者の安全性を満たした道路整備を推進します。
 - ・国道254号
 - ・(主)飯能寄居線
 - ・(県)西平小川線
 - ・国道254号バイパス
 - ・(県)赤浜小川線
 - ・(県)本田小川線
 - ・(主)熊谷小川秩父線
 - ・(県)菅谷寄居線
- 関越自動車道嵐山小川ICから国道254号バイパスまで整備済みのインターチェンジアクセス道路は、さらなる利便性向上・沿道における土地利用の促進に向けて、市街地までを結ぶ区間の整備を検討します。

②地域間連絡道路網の整備

- (都)小川停車場線は、本町の中心的な商業軸として、より魅力的な商業空間形成を目指し、歩行者空間の拡充や広場的機能を持つ街路空間として道路と建造物の一体的な空間整備を推進します。
- (都)池田角山線の未整備区間は、地域のまちづくりの動向などを踏まえ整備の必要性の検討を行います。
- (都)駅西通り線は、(都)大塚角山線とともに鉄道の南北地域間をつなぐ役割を担う道路として整備を推進します。

③都市計画道路の見直し検討

- 町全体の道路網整備の進捗状況に応じて、都市計画道路のあり方を再検討します。

④生活道路の整備

- 安全で快適な生活空間を創出するため、地域の実情を踏まえた生活道路整備に努めます。

⑤安全で快適な道路空間の整備

- 小川町駅周辺中心拠点、各地域拠点、公共交通軸上のバス停留所周辺においては、安全で快適な通行空間の確保に向けて、歩道や街路樹等の整備を推進します。
- こどもや障害者、高齢者にも安全で快適な道路環境にするため、ユニバーサルデザインを取り入れた道路整備を推進します。

⑥交流ネットワークの形成

- 遊歩道等をまちづくりの拠点と結び、街なかを結ぶ散策やサイクリングが楽しめる道づくりを目指します。

(2) 公共交通の整備方針

①公共交通の維持・充実、利用環境の向上

- バスの運転士不足や利用者減少が進行するなかで、町民の移動手段を確保しながら効率的な交通手段のあり方を検討します。
- 今後もデマンドタクシー事業の継続に努め、公共交通空白地域の解消を図ります。また、利用状況等を検証しながら、必要に応じて事業の見直しを行います。
- 公共交通の利用促進に向けて、路線バスの待合環境の充実や乗継利便性の向上等に努めます。

②公共交通の結節点である小川町駅の機能充実

- 小川町駅は、鉄道・バス・タクシー等の様々な交通手段間の乗換えが行われる本町の玄関口として周辺整備を図り、利用者の安全性と快適性の向上を目指します。駅南口は、安全性確保に向けた駅前広場の整備に係る検討や、関係機関との協議を行います。
- 駅北側についても、北口開設や駅前広場の整備に係る検討や関係機関との協議を行います。

③町の活性化に資する公共交通

- 町の活性化にも資する公共交通網の形成に向けて、商業や観光等との連携による取組を推進します。

④公共交通の利用促進に向けたソフト施策の実施

- 公共交通利用に対する町民の意識醸成に向けて、公共交通に関する情報発信や、小中学校・民間事業者等の小さな単位での周知・利用促進の取組等を推進します。

⑤自転車利用環境の整備

- 町民の移動利便性を向上させるため、サイクルアンドライドを推進するとともに、利用しやすい環境整備に努めます。
- また、自転車利用を促進することにより、環境負荷の低減を図ります。

(1) 公園等の整備方針

①まちの魅力及び暮らしの質向上のための公園整備

- 地域の歴史や文化とふれあう場、町民の身近なレクリエーション空間の創出、町民の利用ニーズや公園の充足状況を踏まえながら、公園やオープンスペース等の整備を推進します。
- 老朽化が進行した公園・緑地は、利用者のニーズを踏まえた施設改修等を実施し、長寿命化を図ります。

②小川町のシンボルとなる河川空間の整備

- 槻川の河川敷は遊歩道整備等により、河川空間を活用した親水レクリエーションの場づくりを推進します。

③地域の資産を活用した公園整備

- 栃本親水公園をはじめ、町の特徴でもある山や川の自然を活かした公園づくりを推進します。

(2) 河川の整備方針

①多自然型河川改修

- 河川を都市の中の貴重な自然ととらえ、多様な生物の生息・生育空間とするために多自然型の河川改修を促進します。

②河川敷の活用

- 河川敷を車の通らない人のための安全な道として重視し、遊歩道等の整備を促進します。

③景観の重視

- 河川空間を美しい場とするため、周囲の景観に配慮した河川整備（橋りょう・河川敷の公園及び遊歩道・河川改修等）を推進します。

④河川環境の向上

- 河川にかつての水量を取り戻すため、緑のダムとして水源涵養林の整備を推進します。

(3) 下水道の整備方針

①公共下水道の利用促進と維持

- 公共下水道が整備され、供用が開始された区域においては、未接続世帯に対して早期の接続を促し、水洗化率（接続率）の向上を図ります。
- 人口に比例して水洗化人口の減少が予測されるため、安定的に事業を継続するための経営改善に取り組みます。

②公共浄化槽事業の推進

- 公共浄化槽事業の整備区域については、事業の啓発に努め、公共浄化槽の設置を促進します。

③農業集落排水処理施設の維持管理

- 施設の老朽化、利用者の減少に伴う使用料収入の減少など、経営状況が厳しさを増すなか、施設の統合及び計画的な維持管理並びに使用料収入の適正化を進めるとともに、公共下水道への接続について検討を行います。

④合併処理浄化槽の普及

- 公共下水道事業、公共浄化槽事業及び農業集落排水事業の区域以外については、合併処理浄化槽の設置を促進します。また、放流水の検査など適正な維持管理について啓発に努めます。

(4) その他施設の整備方針

①雨水排水施設の整備

- 集中豪雨等の自然災害による家屋浸水を防ぐために、雨水排水施設の整備や宅地における雨水流出抑制施設の設置を促進します。

②学校跡地の有効活用

- 小中学校の再編を視野に、閉校後の跡地の有効活用について検討します。

③福祉施設の有効活用

- 健康・福祉機能の充実を図るため、総合福祉センターの設備改修を行い、他施設との集約化を図ります。

④町営住宅の維持管理

- 民間事業者との連携による町営住宅の更新や高齢世帯への支援に取り組みます。

⑤循環型社会の構築

- エネルギー効率の高いごみ処理施設への更新や、町民による3Rの実践を通じて、循環型社会の構築を推進します。

⑥地域の資産を活用した体験の場づくり

- 地域の自然・文化資源を活かした町内のハイキングコースの整備に努め、積極的にハイカーを誘客するなかで、コース内の資産を保全・活用し、地域文化の継承と世代間交流を推進します。

(1) 自然環境の保全・活用方針

①山林・河川の保全・活用

- 本町の大きな特徴である山林・河川等の自然環境は、良好な状態での保全に努めるとともに、観光・レクリエーションの場としての活用を図ります。

②環境に優しい脱炭素型まちづくり

- 「小川町ゼロカーボンシティ宣言」に基づき、令和 32 年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロの実現を目指すため、SDGs の取組や森林の整備等、総合的な取組を推進します。
- 持続可能な環境保全型の農業である「おがわんプロジェクト」を推進し、地域農業の活性化を図ります。
- 特に街なかでは、植樹や緑化の取組による木陰の創出や、屋上緑化・壁面緑化の促進等、ヒートアイランド対策としてより多くの緑の創出を図ります。

(2) 景観形成の方針

①小川町駅周辺における玄関口としての景観形成

- 駅南口は、歴史ある建造物の保全や植栽の工夫、歴史的なまちなみと調和した建造物の誘導等により、来訪者に小京都としての魅力を伝える景観形成を目指します。
- 駅北側は、未利用地の有効利用と合わせて、本町の玄関口としてふさわしい良好な景観形成を目指します。
- 町民の景観づくりの意識醸成を図ることで、魅力的な小川町らしい景観保全と形成に努めます。

②旧街道における歴史的なまちなみ景観の形成

- 国道 254 号及び(主)熊谷小川秩父線沿道は、点在する歴史的建造物の保全・活用により、歴史的なまちなみ景観形成を目指します。
- 神社仏閣や指定文化財のほか、近年注目を浴びている旧下里分校等は、地域の歴史を伝承し、観光 PR にもつながる要素として、保全・活用を図ります。
- 町民の景観づくりの意識醸成を図ることで、魅力的な小川町らしい景観保全と形成に努めます。

③自然景観の保全

■町を取り囲む山並みや斜面林、面的な広がりを持つ農地、河川の景観は、町の原風景として積極的な保全を図ります。

④地区計画制度等の活用による良好な景観形成

■小川町駅周辺等における良好な景観形成の実現に向けては、地区計画制度等の活用を検討します。

①都市基盤施設の機能維持・整備

- 災害発生時における円滑かつ安全な避難活動を実現するため、緊急輸送道路の整備促進や機能維持に努めます。避難路については、指定の必要性を含め検討を行います。
- 公共施設等総合管理計画に基づき、老朽化した道路・公園・橋りょう・公共施設等の都市基盤施設の安全確保を計画的に推進します。

②地域防災力の強化

- 災害ハザードマップの作成及び全戸配布や地域の防災訓練の実施によって、町民の防災意識の醸成に努めます。

③地震に強いまちづくり

- 緊急輸送道路やその道路上の橋りょう、避難場所となっている建築物の不燃化・耐震化等を図り、地震に強いまちづくりを推進します。
- 防災・防犯・景観の面から空き家等対策を推進します。

④水害や土砂災害に強いまちづくり

- 激甚化・頻発化する自然災害から人々の生活や財産を守るため、河川改修整備や土砂災害警戒区域等への対策、造成地の予防対策等を促進します。
- 大規模盛土造成地の観察や変動予測調査を定期的に行い、宅地の安全対策に努めます。

⑤居住誘導による災害に強いまちづくり

- 土砂災害警戒区域や洪水浸水想定区域等の防災上の危険性があるエリアに一定の住民が居住している本町では、安全性の高い街なかへの居住を誘導するなど、長期的視点のもと土地利用の面からも安全性の高いまちづくりを目指します。